

## 山梨県合同輸血療法委員会開催要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本県の血液製剤の適正使用の推進の参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県合同輸血療法委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (意見を求める事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 医療機関ごとの血液製剤の使用量及び使用状況、血液製剤に係る標準的な使用の医療機関への普及の実施に関する事項。
- (2) I & A委員会、輸血療法委員会委員長会議及び血液製剤の需給に係る連絡会議の運営に関する事項。
- (3) その他、血液製剤の適正使用の推進に関する事項。

### (構成員)

第3条 委員会は、意見を求める事項に関して別表の委員の要件欄に掲げる者のうちから、福祉保健部長が依頼する委員をもって構成する。

### (会議)

第4条 委員会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は福祉保健部衛生薬務課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

### 附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年5月29日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別表

委員会の名称	委員の要件
山梨県合同輸血療法委員会	<ol style="list-style-type: none"><li>1 医療機関で輸血療法を担当する医師、看護師、臨床検査技師又は薬剤師</li><li>2 血液センターの職員</li><li>3 県の職員</li></ol>